

「業務規程」等の一部改正新旧対照表

目 次

	(ページ)
1 . 業務規程の一部改正新旧対照表	1
2 . 立会外取引に関する業務規程、信用取引・貸借取引規程及び受託契約準則の特例の一部改正 新旧対照表	4
3 . 対当取引の報告に関する規則の一部改正新旧対照表	9
4 . 業務規程施行規則の一部改正新旧対照表	10
5 . 呼値に関する規則の一部改正新旧対照表	15
6 . 呼値の制限値幅に関する規則の一部改正新旧対照表	19
7 . 立会外取引に関する業務規程、信用取引・貸借取引規程及び受託契約準則の特例の施行規則の 一部改正新旧対照表	21

業務規程の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(休業日)</p> <p>第3条 本所は、次の各号に掲げる日を休業日とする。</p> <p>(1)～(7) (略)</p> <p>(削る)</p> <p>(削る)</p> <p>2 本所は、必要があると認めるときは、臨時休業日を定めることができる。</p> <p>3 休業日においては、売買立会その他一切の業務を行わない。</p>	<p>(休業日及び半休日)</p> <p>第3条 本所は、次に掲げる第1号から第7号までの日を休業日とし、第8号及び第9号の日を半休日とする。</p> <p>(1)～(7) (略)</p> <p>(8) 年始発会日</p> <p>(9) 年末納会日</p> <p>2 本所は、必要があると認めるときは、臨時休業日又は臨時半休日を定めることができる。</p> <p>3 休業日においては、売買立会その他一切の業務を行わず、半休日においては、午後立会を行わない。</p>
<p>(臨時停止、臨時挙行の通知)</p> <p>第5条 本所は、臨時休業日又は売買立会の臨時停止若しくは臨時挙行を定めたときは、あらかじめその旨を会員に通知する。</p>	<p>(臨時停止、臨時挙行の通知)</p> <p>第5条 本所は、臨時休業日、臨時半休日又は売買立会の臨時停止若しくは臨時挙行を定めたときは、あらかじめその旨を会員に通知する。</p>
<p>(売買立会による売買)</p> <p>第6条 売買立会による売買は、本所が使用する電子計算機等を利用した取引システム(以下「売買システム」という。)により行う。ただし、売買システムによらない売買として本所が定める売買(以下「売買システムによる売買以外の売買」という。)については、この限りではない。</p>	<p>(売買立会による売買)</p> <p>第6条 売買立会による売買は、本所が設置する電子計算機等を利用した取引システム(以下「売買システム」という。)により行う。ただし、売買システムによらない売買として本所が定める売買(以下「売買システムによる売買以外の売買」という。)については、この限りではない。</p>
<p>(競争売買の原則)</p> <p>第10条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 午後立会終了時において第14条第9項の規定により定める値幅の限度の値段により対当されることとなる場合の成行呼値は、当該値段による呼値とする。この場合において、当該値段によ</p>	<p>(競争売買の原則)</p> <p>第10条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 午後立会(半休日においては午前立会)終了時において第14条第9項の規定により定める値幅の限度の値段により対当されることとなる場合の成行呼値は、当該値段による呼値とする。</p>

る呼値は、すべて同時に行われたものとみなす。

(個別競争売買)

第12条 (略)

2 (略)

3 前項各号の約定値段を定める場合においては、売呼値の競合、買呼値の競合及び売呼値と買呼値との争合により、次の各号に掲げる売呼値の合計数量と買呼値の合計数量とが一定の値段で合致するとき、その値段を約定値段とし、第10条第2項に定める呼値の順位に従って、対当する呼値の間に売買を成立させる。

(1)・(2) (略)

(3) 当該値段による呼値について、次に掲げる数量(株券及び転換社債型新株予約権付社債券についてはaに掲げる数量)

a・b (略)

4・5 (略)

(呼値)

第14条 (略)

2～6 (略)

7 呼値の単位は、次の各号に定めるところによる。

(1) 株券(優先出資証券、投資信託受益証券及び投資証券を除く。)

株券は、1株(新株予約権証券については、新株予約権の目的である株式1株の交付を受けすることができる新株予約権の数を、1株とする。以下同じ。)につき、当該1株の値段が、3,000円以下の場合には1円、3,000円を超え5,000円以下の場合には5円、5,000円を超え3万円以下の場合には10円、3万円を超え5万円以下の場合には50円、5万円を超え30万円以下の場合には100円、30万円を超え50万円以下の場合には5

この場合において、当該値段による呼値は、すべて同時に行われたものとみなす。

(個別競争売買)

第12条 (略)

2 (略)

3 前項各号の約定値段を定める場合においては、売呼値の競合、買呼値の競合及び売呼値と買呼値との争合により、次の各号に掲げる売呼値の合計数量と買呼値の合計数量とが一定の値段で合致するとき、その値段を約定値段とし、第10条第2項に定める呼値の順位に従って、対当する呼値の間に売買を成立させる。

(1)・(2) (略)

(3) 当該値段による呼値について、次に掲げる数量

a・b (略)

4・5 (略)

(呼値)

第14条 (略)

2～6 (略)

7 呼値の単位は、次の各号に定めるところによる。

(1) 株券(優先出資証券、投資信託受益証券及び投資証券を除く。)

株券は、1株(新株予約権証券については、新株予約権の目的である株式1株の交付を受けすることができる新株予約権の数を、1株とする。以下同じ。)につき、当該1株の値段が、2,000円以下の場合には1円、2,000円を超え3,000円以下の場合には5円、3,000円を超え3万円以下の場合には10円、3万円を超え5万円以下の場合には50円、5万円を超え30万円以下の場合には100円、30万円を超え300万円以下の場合には

000円、50万円を超え300万円以下の場合は1,000円、300万円を超え500万円以下の場合は5,000円、500万円を超え3,000万円以下の場合は1万円、3,000万円を超え5,000万円以下の場合は5万円、5,000万円を超える場合は10万円とする。ただし、本所が呼値の単位を引き下げる必要があると認めて特に指定したものは、当該呼値の単位を下回る呼値の単位とする。

(2)～(4) (略)

8～11 (略)

(本所の市場における有価証券の売買の方法等)
第65条 (略)

2 正会員は、正会員端末装置と売買システムの接続においては、接続仕様その他定められた事項を遵守しなければならない。

3 正会員は、本所が定めるところにより正会員端末装置に関する事項について本所に報告するとともに、売買システムが安定的に稼働するよう協力するものとする。

4 (略)

付 則

1 この改正規定は、平成22年1月4日から施行する。ただし、第3条、第5条及び第10条第4項の改正規定は、平成21年12月30日から施行する。

2 前項の規定にかかわらず、第12条第3項の改正規定は、売買システムの稼働に支障が生じたことにより、改正後の規定により売買を行うことができない又はそのおそれがあると本所が認める場合には、平成22年1月4日以後の本所が定める日から施行する。

1,000円、300万円を超え2,000万円以下の場合は1万円、2,000万円を超え3,000万円以下の場合は5万円、3,000万円を超える場合は10万円とする。ただし、本所が呼値の単位を引き下げる必要があると認めて特に指定したものは、当該呼値の単位を下回る呼値の単位とする。

(2)～(4) (略)

8～11 (略)

(本所の市場における有価証券の売買の方法等)
第65条 (略)

(新設)

(新設)

2 (略)

立会外取引に関する業務規程、信用取引・貸借取引規程及び受託契約準則の特例の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(呼値)</p> <p>第6条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 立会外取引の呼値は、次の各号に定める値段により行うものとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 終値取引の呼値は、次のaからcまでに定める値段により行うものとする。</p> <p>a 前日終値(前日(休業日に当たるときは、順次繰り上げる。以下同じ。))の普通取引(本所が定める銘柄については、本所が銘柄ごとにあらかじめ指定した国内の他の金融商品取引所(以下「指定取引所」という。))における普通取引をいう。以下同じ。))における最終値段(呼値に関する規則第9条の規定により<u>特別気配表示された特別気配値段、同第10条の規定により連続約定気配表示された連続約定気配値段及び指定取引所が定めるところにより気配表示が行われている場合の当該最終気配値段を含む。以下c及び第8条の3において同じ。)</u>をいい、<u>前日に普通取引における約定値段(同第9条の規定により特別気配表示された特別気配値段を含む。以下c及び第8条の3において同じ。)</u>がない場合その他本所が当該最終値段によることが適当でないと認める場合は、<u>呼値の制限値幅に関する規則第4条に規定する呼値の制限値幅の基準値段をいう。</u>以下同じ。))。ただし、普通取引における業務規程第25条第1項の規定により定める配当落等の期日、同第25条の2の規定により定める株式併合後の株券の売買開始の期日、同第</p>	<p>(呼値)</p> <p>第6条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 立会外取引の呼値は、次の各号に定める値段により行うものとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 終値取引の呼値は、次のaからcまでに定める値段(<u>半休日においては、cに定める値段を除く。)</u>により行うものとする。</p> <p>a 前日終値(前日(休業日に当たるときは、順次繰り上げる。以下同じ。))の普通取引(本所が定める銘柄については、本所が銘柄ごとにあらかじめ指定した国内の他の金融商品取引所(以下「指定取引所」という。))における普通取引をいう。以下同じ。))における最終値段(呼値に関する規則第9条の規定により気配表示された<u>最終気配値段及び指定取引所が定めるところにより気配表示が行われている場合の当該最終気配値段を含む。c及び第8条の3において同じ。)</u>をいう。以下同じ。))。ただし、普通取引における規程第25条第1項の規定により定める配当落等の期日、同第25条の2の規定により定める株式併合後の株券の売買開始の期日、同第26条の規定により定める取得対価の変更期日若しくは行使条件の変更期日又は同第26条の2の規定により定める期中償還請求権に係る権利落として売買を行う期日においては、本所がその都度定める値段とする。</p>

26条の規定により定める取得対価の変更期日若しくは行使条件の変更期日又は同第26条の2の規定により定める期中償還請求権に係る権利落として売買を行う期日においては、本所がその都度定める値段とする。

- b 前場終値(当日の午前立会の普通取引における最終値段(午前立会終了時において、呼値に関する規則第9条の規定により特別気配表示された特別気配値段、同第10条の規定により連続約定気配表示された連続約定気配値段及び指定取引所が定めるところにより気配表示が行われている場合の当該気配値段を含む。))をいい、午前立会に普通取引における約定値段(午前立会終了時において、同第9条の規定により特別気配表示された特別気配値段を含む。))がない場合その他本所が当該最終値段によることが適当でないと認める場合は、呼値の制限値幅に関する規則第4条に規定する呼値の制限値幅の基準値段をいう。以下同じ。)
- c 当日終値(当日の普通取引における最終値段をいい、当日に普通取引における約定値段がない場合その他本所が当該最終値段によることが適当でないと認める場合は、呼値の制限値幅に関する規則第4条に規定する呼値の制限値幅の基準値段をいう。以下同じ。)

(削る)

4 (略)

- b 前場終値(当日の午前立会の普通取引における最終値段(午前立会終了時において、呼値に関する規則第9条の規定により気配表示された気配値段及び指定取引所が定めるところにより気配表示が行われている場合の当該気配値段を含む。))をいう。以下同じ。)

- c 当日終値(当日の普通取引における最終値段をいう。以下同じ。)

4 前項の規定にかかわらず、前項の規定により定める値段で終値取引を行うことが適当でない場合若しくは前日又は当日に約定値段(呼値に関する規則第9条の規定により気配表示された気配値段及び指定取引所が定めるところにより気配表示が行われている場合の当該気配値段を含む。))がない場合の値段は、本所がその都度定める。

5 (略)

5 (略)

6 (略)

(単一銘柄取引の売買)

第7条 単一銘柄取引の取引時間は、次の各号に定める時間とする。ただし、本所が必要と認めるときは、あらかじめその旨を正会員に通知のうえ、取引時間を臨時に変更することができる。

(1) ~ (3) (略)

2 ~ 3 (略)

(終値取引の売買)

第8条 終値取引の呼値の受付時間は、午前8時20分から午後4時までとする。ただし、本所が必要と認めるときは、あらかじめその旨を正会員に通知のうえ、呼値の受付時間を臨時に変更することができる。

2 (略)

3 前項の競争売買は、個別競争売買とし、当該個別競争売買においては、第6条第3項第2号aからcまでに掲げる各々の値段につき売呼値の競合及び買呼値の競合によるものとし、次の各号に定める区分に従い、当該各号に定める時刻に、前項に定める呼値の順位に従って、売呼値又は買呼値のいずれか少ない方の呼値の全部の数量に達するまで、対当する呼値の間に売買を成立させる。ただし、本所が必要と認めるときは、あらかじめその旨を正会員に通知のうえ、売買を成立させる時刻を臨時に変更することができる。

(1) ~ (3) (略)

(自己株式立会外買付取引の値段)

第8条の3 自己株式立会外買付取引は、前条第

6 (略)

7 (略)

(単一銘柄取引の売買)

第7条 単一銘柄取引の取引時間は、次の各号に定める時間(半休日においては第3号を除く。)とする。ただし、本所が必要と認めるときは、あらかじめその旨を正会員に通知のうえ、取引時間を臨時に変更することができる。

(1) ~ (3) (略)

2・3 (略)

(終値取引の売買)

第8条 終値取引の呼値の受付時間は、午前8時20分から午後4時まで(半休日においては、午前8時20分から午後0時20分まで)とする。ただし、本所が必要と認めるときは、あらかじめその旨を正会員に通知のうえ、呼値の受付時間を臨時に変更することができる

2 (略)

3 前項の競争売買は、個別競争売買とし、当該個別競争売買においては、第6条第3項第2号aからcまでに掲げる各々の値段につき売呼値の競合及び買呼値の競合によるものとし、次の各号に定める区分に従い、当該各号に定める時刻(半休日においては、第3号に定める時刻を除く。)に、前項に定める呼値の順位に従って、売呼値又は買呼値のいずれか少ない方の呼値の全部の数量に達するまで、対当する呼値の間に売買を成立させる。ただし、本所が必要と認めるときは、あらかじめその旨を正会員に通知のうえ、売買を成立させる時刻を臨時に変更することができる。

(1) ~ (3) (略)

(自己株式立会外買付取引の値段)

第8条の3 自己株式立会外買付取引は、前条第

2 項の届出を受理した日の最終値段（普通取引における最終値段をいう。）により行うものとする。ただし、当該届出を受理した日が当該銘柄の配当落等の期日、株式併合後の株券の売買開始の期日又は取得対価の変更期日の前日である場合には、本所が定める基準値段により行うものとする。

2 （略）

（立会外取引に係る売買の停止）

第 11 条 本所は、次の各号に掲げる場合には、本所が定めるところにより、立会外取引に係る売買を停止することができる。

（ 1 ） 立会外取引の対象となる銘柄について、業務規程第 28 条の規定により、売買の停止が行われた場合

（ 2 ）～（ 5 ） （略）

（総売買高等の通知及び公表の時期）

第 14 条 業務規程第 62 条の規定に基づく株券の単一銘柄取引（売付け及び買付けの双方が顧客の委託によるものを除く。）に係る通知及び公表は、約定代金が本所の定める金額以上の場合には、本所の定める日時に行うものとする。

（準用規定）

第 15 条 業務規程第 4 条及び第 5 条の規定は、立会外取引について準用する。

付 則

1 この改正規定は、平成 22 年 1 月 4 日から施行する。ただし、第 6 条第 3 項第 2 号本文、第 7 条第 1 項、第 8 条第 1 項及び同条第 3 項の改正規定は、平成 21 年 12 月 30 日から施行す

2 項の届出を受理した日の最終値段（普通取引（本所が定める銘柄については、指定取引所における普通取引をいう。）における最終値段をいう。）により行うものとする。ただし、当該届出を受理した日が当該銘柄の配当落等の期日、株式併合後の株券の売買開始の期日又は取得対価の変更期日の前日である場合には、本所が定める基準値段により行うものとする。

2 （略）

（立会外取引に係る売買の停止）

第 11 条 本所は、次の各号に掲げる場合には、本所が定めるところにより、立会外取引に係る売買を停止することができる。

（ 1 ） 立会外取引の対象となる銘柄について、規程第 28 条の規定により、売買の停止が行われた場合

（ 2 ）～（ 5 ） （略）

（総売買高等の通知及び公表の時期）

第 14 条 規程第 62 条の規定に基づく株券の単一銘柄取引（売付け及び買付けの双方が顧客の委託によるものを除く。）に係る通知及び公表は、約定代金が本所の定める金額以上の場合には、本所の定める日時に行うものとする。

（準用規定）

第 15 条 規程第 4 条及び第 5 条の規定は、立会外取引について準用する。

る。

- 2 前項の規定にかかわらず、第6条（第6条第3項第2号本文を除く。）の改正規定は、売買システムの稼働に支障が生じたことにより、改正後の規定により売買を行うことができない又はそのおそれがあると本所が認める場合には、平成22年1月4日以後の本所が定める日から施行する。

対当取引の報告に関する規則の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(対当取引に係る報告)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2 前項各号に規定する対当取引に係る報告は、原則として当該対当取引を行った日の翌日(休業日に当たるときは、順次繰り下げる。)の正午までに行うものとする。</p> <p>(削る)</p> <p style="text-align: center;">付 則</p> <p>この改正規定は、平成21年12月30日から施行する。</p>	<p>(対当取引に係る報告)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2 前項第1号から第3号に規定する対当取引に係る報告は、原則として当該対当取引を行った日の午後4時(半休日においては、午後1時)までに行うものとする。</p> <p>3 第1項第4号及び第5号に規定する対当取引に係る報告は、原則として当該対当取引を行った日の翌日(休業日に当たるときは、順次繰り下げる。)の正午までに行うものとする。</p>

業務規程施行規則の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(同時呼値の順位)</p> <p>第6条 規程第10条第2項第2号bに規定する<u>同時に行われた呼値及び行われた時間の先後が明らかでない呼値(以下「同時呼値」という。)</u>の順位は、<u>同時呼値を行っている正会員単位により、呼値の数量の多い正会員から少ない正会員の順序(呼値の数量が同じであるときは、売買システムでの記録順序又は注文控え(以下「板」という。))への記載順序。ただし、規程第10条第4項の規定により成行呼値を呼値の値幅の限度の値段による呼値とする場合については、成行呼値から当該値段の呼値の売買システムでの記録順序又は板への記載順序。)</u>で、<u>当該銘柄の売買単位の数量(以下「最小単位」という。)</u>の呼値が、<u>それ以外の部分の数量の呼値に順次優先するものとする。</u></p> <p>2 <u>前項の規定にかかわらず、債券の同時呼値の順位は、呼値ごとに数量の多い呼値(数量が同じであるときは、呼値の板への記載順序が先順位の呼値)が少ない呼値に優先するものとする。</u></p>	<p>(同時呼値の順位)</p> <p>第6条 規程第10条第2項第2号bに規定する<u>同時に行われた呼値及び行われた時間の先後が明らかでない呼値(以下「同時呼値」という。)</u>の順位は、<u>次の各号に定めるところによる。</u></p> <p>(1) <u>株券及び転換社債型新株予約権付社債券</u></p> <p>a <u>同時呼値を行っている正会員単位により、呼値の数量の多い正会員から少ない正会員の順序(呼値の数量が同じであるときは、売買システムでの記録順序又は注文控え(以下「板」という。))への記載順序。次のbにおいて同じ。)</u>で、<u>当該銘柄の売買単位の数量(以下「最小単位」という。)</u>の呼値が、<u>正会員単位に最小単位の5倍の数量に達するまで、それ以外の数量の呼値に順次優先する。</u></p> <p>b <u>最小単位の5倍の数量以外の部分の呼値の順位は、呼値の数量の多い正会員から少ない正会員の順序で、正会員単位により次に定めるところによる。</u></p> <p>(a) <u>第1順位</u> <u>呼値の数量に3分の1を乗じて算出した数量(最小単位未満の端数が生じたときは最小単位に切り上げる。以下このbにおいて同じ。)</u></p> <p>(b) <u>第2順位</u> <u>前(a)の数量を除いた数量に2分の1を乗じて算出した数量</u></p> <p>(c) <u>第3順位</u> <u>(a)及び前(b)の数量以外の全数量</u></p> <p>c <u>a及び前bの規定にかかわらず、規程第10条第4項の規定により成行呼値を呼値の値幅の限度の値段(以下「制限値段」という。)</u>による呼値とする場合については、</p>

(約定値段を定める場合の合致数量)

第10条 規程第12条第3項第3号bに規定する本所が定める他方の呼値の数量は、最小単位以上の数量とする。

(削る)

次のとおりとする。

(a) 同時呼値を行っている正会員単位により、呼値の数量の多い正会員から少ない正会員の順序(呼値の数量が同じであるときは、成行呼値から当該値段の呼値の売買システムでの記録順序又は板への記載順序)で、最小単位の呼値が、正会員単位に最小単位の5倍の数量に達するまで、それ以外の部分の数量の呼値に順次優先する。

(b) 最小単位の5倍の数量以外の部分の数量間の呼値の順位は、正会員単位により次に定めるところによる。

イ 当該正会員の呼値の数量にあん分比率(同時呼値の合計数量に対する対当呼値の合計数量の比率)を乗じた数量(最小単位未満の端数が生じたときは切り捨てる。)の呼値が優先する。

ロ 前イに規定する数量以外の部分については、同イの規定により切り捨てた最小単位未満の端数の数量の多い正会員から少ない正会員の順序(切捨数量が同じであるときは、成行呼値から当該値段の売買システムでの記録順序又は板への記載順序)で、最小単位の呼値が順次優先する。

(2) 債券

呼値ごとに数量の多い呼値(数量が同じであるときは、呼値の板への記載順序が先順位の呼値)が少ない呼値に優先する。

(約定値段を定める場合の合致数量)

第10条 規程第12条第3項第3号bに規定する本所が定める他方の呼値の数量は、次の各号に定める数量とする。

(1) 株券及び転換社債型新株予約権付社債

(削る)

(削る)

(気配表示)

第11条 規程第12条第2項第4号及び第5項
かっこ書、同第31条かっこ書並びに同第34
条第1項かっこ書に規定する気配表示は、
呼値に関する規則第9条に規定する特別気配
表示及び同第10条に規定する連続約定気配
表示とする。

(売買立会終了時の約定値段を定める売買におけ
る値幅)

第12条 規程第12条第5項に規定する本所が
定める値幅は、次の基準値段の区分に定めると
ころによる。ただし、気配が変化した場合のため
当該値幅によりがたいと認められる場合の値幅
は、本所がその都度定める。

基準値段		値幅	
<u>200円未満のもの</u>		上下	5円
<u>200円以上</u>	<u>500円未満のもの</u>	〃	8円
500円〃	<u>700円</u>	〃	10円
<u>700円〃</u>	<u>1,000円</u>	〃	15円
1,000円〃	1,500円	〃	30円
1,500円〃	2,000円	〃	40円
2,000円〃	3,000円	〃	50円
3,000円〃	5,000円	〃	70円

券について、規程第12条第2項第1号、第
2号及び第4号に規定する約定値段を定める
場合の数量は、最小単位以上の数量とする。

(2) 株券について業務規程第12条第2項
第3号に規定する約定値段を定める場合の数
量は、次に掲げる数量とする。

a 午後立会(半休日においては午前立会)終
了時において制限値段が約定値段となる場
合は、最小単位に制限値段で呼値を行って
いる正会員数を乗じて算出した数量以上の
数量

b 前a以外の場合は最小単位以上の数量

(3) 債券の約定値段を定める場合の数量は、
最小単位以上の数量とする。

(気配表示)

第11条 規程第12条第2項第4号及び第5項
かっこ書、同第31条かっこ書並びに同第34
条第1項かっこ書に規定する気配表示は、呼値
に関する規則第9条に規定する気配表示とす
る。

(売買立会終了時の約定値段を定める売買におけ
る値幅)

第12条 規程第12条第5項に規定する本所が
定める値幅は、次の基準値段の区分に定めると
ころによる。ただし、気配が変化した場合のため
当該値幅によりがたいと認められる場合の値幅
は、本所がその都度定める。

基準値段		値幅	
<u>500円未満のもの</u>		上下	5円
(新設) 500円以上	<u>1,000円未満のもの</u>	〃	10円
(新設) 1,000円〃	1,500円	〃	20円
1,500円〃	2,000円	〃	30円
2,000円〃	3,000円	〃	40円
3,000円〃	5,000円	〃	50円

5,000円"	7,000円	"	"	100円
7,000円"	1万円	"	"	150円
1万円"	15,000円	"	"	300円
15,000円"	2万円	"	"	400円
2万円"	3万円	"	"	500円
3万円"	5万円	"	"	700円
5万円"	7万円	"	"	1,000円
7万円"	10万円	"	"	1,500円
10万円"	15万円	"	"	3,000円
15万円"	20万円	"	"	4,000円
20万円"	30万円	"	"	5,000円
30万円"	50万円	"	"	7,000円
50万円"	70万円	"	"	1万円
70万円"	100万円	"	"	15,000円
100万円"	150万円	"	"	3万円
150万円"	200万円	"	"	4万円
200万円"	300万円	"	"	5万円
300万円"	500万円	"	"	7万円
500万円"	700万円	"	"	10万円
700万円"	1,000万円	"	"	15万円
1,000万円"	1,500万円	"	"	30万円
1,500万円"	2,000万円	"	"	40万円
2,000万円"	3,000万円	"	"	50万円
3,000万円"	5,000万円	"	"	70万円
5,000万円以上のとき				100万円

5,000円"	1万円	"	"	100円
(新設)				
1万円"	2万円	"	"	200円
(新設)				
2万円"	3万円	"	"	300円
3万円"	5万円	"	"	400円
5万円"	7万円	"	"	500円
7万円"	10万円	"	"	1,000円
10万円"	15万円	"	"	2,000円
15万円"	20万円	"	"	3,000円
20万円"	30万円	"	"	4,000円
30万円"	50万円	"	"	5,000円
50万円"	100万円	"	"	1万円
(新設)				
100万円"	150万円	"	"	2万円
150万円"	200万円	"	"	3万円
200万円"	300万円	"	"	4万円
300万円"	500万円	"	"	5万円
500万円"	1,000万円	"	"	10万円
(新設)				
1,000万円"	1,500万円	"	"	20万円
1,500万円"	2,000万円	"	"	30万円
2,000万円"	3,000万円	"	"	40万円
3,000万円"	5,000万円	"	"	50万円
5,000万円以上のもの				100万円

(正会員端末装置に関する報告事項等)

第30条 規程第65条第3項の報告は、正会員
端末装置に関する次の各号に掲げる事項につい
て、第1号に掲げる事項については売買立会に
よる売買に係る呼値を行う都度、第2号に掲げ
る事項については本所が必要と認めるときに行
うものとする。

(1) 呼値に係る正会員端末装置への入力に
ついて、自動入力か手動入力かの別

(2) 前号に掲げるもののほか、本所が市場
の運営上必要と認める事項

2. 正会員は、本所が売買システムの安定的な稼
働のために必要と認めて、規程第65条第3項
に基づき行った報告について説明を求める場合
には、これに協力するものとする。

第31条から第36条 削除

(新設)

第30条から第36条 削除

付 則

- 1 この改正規定は、平成 22 年 1 月 4 日から施行する。
- 2 前項の規定にかかわらず、第 6 条、第 10 条、第 11 条及び第 30 条の改正規定は、売買システムの稼動に支障が生じたことにより、改正後の規定により売買を行うことができない又はそのおそれがあると本所が認める場合には、平成 22 年 1 月 4 日以後の本所が定める日から施行する。

呼値に関する規則の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(特別気配表示による呼値の特別周知)</p> <p>第9条 本所は、呼値の値段が価格の継続性維持の観点から適正と認める範囲外のものであるときは、次の各号に定める表示(以下「特別気配表示」という。)により、その存在を周知するものとする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>2 前項の特別気配表示を行う時期及びその値段は、本所がその時の呼値の状況等を勘案してその都度定めるものとする。</p> <p>3 直接上場銘柄の初値決定前における最初の特別気配値段については、前項の規定にかかわらず、次の各号に定めるところによる。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>4 第1項の特別気配表示は、当該呼値を表示した時から本所が適当と認める時間を経過するごとに、次の各号に定める値幅以内の値段(直接上場銘柄(初値の決定前に限る。))における当該直接上場銘柄、事業を承継させる人的分割(分割に際し、分割する会社の株主に承継会社又は新設会社の株式の全部又は一部を交付する会社の分割をいう。)が行われる銘柄(本所がその都度指定する銘柄を除く。以下「人的分割銘柄」という。)の当該株式の交付に係る権利落後最初の約定値段(以下「権利落後始値」という。)の決定前における当該人的分割銘柄、株式無償割当て(割当てを受ける株主の有する株式と割り当てられる株式の種類が同一であるものを除く。)が行われる銘柄であって本所がその都度指定する銘柄(以下「株式無償割当て銘柄」という。)の権利落後始値の決定前における当該株式無償割当て銘柄及び上場廃止の基準に該当し整理銘柄に指定された銘柄のうち、本所がそ</p>	<p>(気配表示による呼値の特別周知)</p> <p>第9条 本所は、呼値の値段が価格の継続性維持の観点から適正と認める範囲外のものであるときは、次の各号に定める表示(以下「気配表示」という。)により、その存在を周知させるものとする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>2 前項の気配表示を行う時期及びその値段は、本所がその時の呼値の状況等を勘案してその都度定めるものとする。</p> <p>3 直接上場銘柄の初値の決定前における最初の気配値段については、前項の規定にかかわらず、次の各号に定めるところによる。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>4 第1項の気配表示は、当該呼値を表示した時から本所が適当と認める時間(直接上場銘柄の初値の決定前における当該直接上場銘柄については本所が適当と認める時間)を経過するごとに、次の各号に定める値幅以内の値段(直接上場銘柄(初値の決定前に限る。))における当該直接上場銘柄、事業を承継させる人的分割(分割に際し、分割する会社の株主に承継会社又は新設会社の株式の全部又は一部を交付する会社の分割をいう。)が行われる銘柄(本所がその都度指定する銘柄を除く。以下「人的分割銘柄」という。)の当該株式の交付に係る権利落後最初の約定値段(以下「権利落後始値」という。)の決定前における当該人的分割銘柄、株式無償割当て(割当てを受ける株主の有する株式と割り当てられる株式の種類が同一であるものを除く。)が行われる銘柄であって本所がその都度指定する銘柄(以下「株式無償割当て銘柄」という。)の権利落後始値の決定前における当該</p>

の都度指定した銘柄に係る指定後最初の約定値
 段の決定日（当該約定値段の決定前に限る。）
 までにおける当該銘柄については、本所が呼値
 の状況等を勘案してその都度定める値幅の値
 段）をもって更新することができる。

(1) 株券

特別気配値段		値 幅	
200円未満のもの	200円以上	上下	5円
	500円	〃	8円
	700円	〃	10円
	1,000円	〃	15円
1,000円	1,500円	〃	30円
1,500円	2,000円	〃	40円
2,000円	3,000円	〃	50円
3,000円	5,000円	〃	70円
5,000円	7,000円	〃	100円
7,000円	1万円	〃	150円
1万円	15,000円	〃	300円
15,000円	2万円	〃	400円
2万円	3万円	〃	500円
3万円	5万円	〃	700円
5万円	7万円	〃	1,000円
7万円	10万円	〃	1,500円
10万円	15万円	〃	3,000円
15万円	20万円	〃	4,000円
20万円	30万円	〃	5,000円
30万円	50万円	〃	7,000円
50万円	70万円	〃	1万円
70万円	100万円	〃	15,000円
100万円	150万円	〃	3万円
150万円	200万円	〃	4万円
200万円	300万円	〃	5万円
300万円	500万円	〃	7万円
500万円	700万円	〃	10万円
700万円	1,000万円	〃	15万円
1,000万円	1,500万円	〃	30万円
1,500万円	2,000万円	〃	40万円
2,000万円	3,000万円	〃	50万円
3,000万円	5,000万円	〃	70万円
5,000万円以上のもの			100万円

(2) (略)

(3) 転換社債型新株予約権付社債券

転換社債型新株予約権付社債券の値幅は、
 次のとおりとする。ただし、呼値の制限値幅
 に関する規則第3条第2項ただし書の規定に
 より呼値の制限値幅を5円とする場合の値幅
 は、50銭とする。

株式無償割当て銘柄及び上場廃止の基準に該当
 し整理銘柄に指定された銘柄のうち、本所がそ
 の都度指定した銘柄に係る指定後最初の約定値
 段の決定日（当該約定値段の決定前に限る。）
 までにおける当該銘柄については、本所が板呼
 値の状況等を勘案してその都度定める値幅の値
 段）をもって更新することができる。

(1) 株券

気配値段		値 幅	
500円未満のもの	500円以上	上下	5円
(新設)	1,000円未満のもの	〃	10円
(新設)	1,000円	〃	20円
	1,500円	〃	30円
	2,000円	〃	40円
	3,000円	〃	50円
	5,000円	〃	100円
(新設)	1万円	〃	200円
(新設)	2万円	〃	300円
	3万円	〃	400円
	5万円	〃	500円
	7万円	〃	1,000円
	10万円	〃	2,000円
	15万円	〃	3,000円
	20万円	〃	4,000円
	30万円	〃	5,000円
	50万円	〃	1万円
(新設)	100万円	〃	2万円
	150万円	〃	3万円
	200万円	〃	4万円
	300万円	〃	5万円
	500万円	〃	10万円
(新設)	1,000万円	〃	20万円
	1,500万円	〃	30万円
	2,000万円	〃	40万円
	3,000万円	〃	50万円
	5,000万円以上のもの		100万円

(2) (略)

(3) 転換社債型新株予約権付社債券

転換社債型新株予約権付社債券の値幅は、
 次のとおりとする。ただし、呼値の制限値幅
 に関する規則第3条第2項ただし書の規定に
 より呼値の制限値幅を5円とする場合の値幅
 は、50銭とする。

行使対象上場株券の基準値段 値 幅
 2.00円未満のもの 上下 5円×当該轉換
 社債型新
 株予約券
 付社債券
 の轉換比
 率

額面 100
 円当
 たり
 の発
 行価
 額
 新株予
 約権の
 行使
 により
 発行
 する
 株式
 の発行
 価額(以下
 「轉換
 価額」と
 いう。)

2.00円以上	5.00円未満のもの	8円×	幅
500円	700円	10円×	幅
700円	1,000円	15円×	幅
1,000円	1,500円	30円×	幅
1,500円	2,000円	40円×	幅
2,000円	3,000円	50円×	幅
3,000円	5,000円	70円×	幅
5,000円	7,000円	100円×	幅
7,000円	1万円	150円×	幅
1万円	15,000円	300円×	幅
15,000円	2万円	400円×	幅
2万円	3万円	500円×	幅
3万円	5万円	700円×	幅
5万円	7万円	1,000円×	幅
7万円	10万円	1,500円×	幅
10万円	15万円	3,000円×	幅
15万円	20万円	4,000円×	幅
20万円	30万円	5,000円×	幅
30万円	50万円	7,000円×	幅
50万円	70万円	1万円×	幅
70万円	100万円	15,000円×	幅
100万円	150万円	3万円×	幅
150万円	200万円	4万円×	幅
200万円	300万円	5万円×	幅
300万円	500万円	7万円×	幅
500万円	700万円	10万円×	幅
700万円	1,000万円	15万円×	幅
1,000万円	1,500万円	30万円×	幅
1,500万円	2,000万円	40万円×	幅
2,000万円	3,000万円	50万円×	幅
3,000万円	5,000万円	70万円×	幅
5,000万円以上	のもの	100万円×	幅

(呼値の単位に満たない端数は切り上げる。)

行使対象上場株券の基準値段 値 幅
 5.00円未満のもの 上下 5円×当該轉換
 社債券型
 新株予約
 券付社債
 券の轉換
 比率

額面 100
 円当
 たり
 の発
 行価
 額
 新株予
 約権の
 行使
 により
 発行
 する
 株式
 の発行
 価額(以下
 「轉換
 価額」と
 いう。)

5.00円以上	10.00円未満のもの	10円×	幅
(新設)			
500円	1,000円	10円×	幅
(新設)			
1,000円	1,500円	20円×	幅
1,500円	2,000円	30円×	幅
2,000円	3,000円	40円×	幅
3,000円	5,000円	50円×	幅
5,000円	1万円	100円×	幅
(新設)			
1万円	2万円	200円×	幅
(新設)			
2万円	3万円	300円×	幅
3万円	5万円	400円×	幅
5万円	7万円	500円×	幅
7万円	10万円	1,000円×	幅
10万円	15万円	2,000円×	幅
15万円	20万円	3,000円×	幅
20万円	30万円	4,000円×	幅
30万円	50万円	5,000円×	幅
50万円	100万円	1万円×	幅
(新設)			
100万円	150万円	2万円×	幅
150万円	200万円	3万円×	幅
200万円	300万円	4万円×	幅
300万円	500万円	5万円×	幅
500万円	1,000万円	10万円×	幅
(新設)			
1,000万円	1,500万円	20万円×	幅
1,500万円	2,000万円	30万円×	幅
2,000万円	3,000万円	40万円×	幅
3,000万円	5,000万円	50万円×	幅
5,000万円以上	のもの	100万円×	幅

(呼値の単位に満たない端数は切り上げる。)

(注) 当該転換社債型新株予約権付社債券が行使期間の中断が行われる転換社債型新株予約権付社債券である場合において、業務規程第26条の規定により定める行使条件の変更期日から次に適用される転換価額が確定する日までの間の転換比率の算定における転換価額は、本所がその都度定める。

- 5 第1項の規定により特別気配表示が行われている場合における当該特別気配値段に係る呼値の数量を超える数量の対当する呼値については、特別気配表示に係る数量を対当させ処理することができる。

(連続約定気配の表示)

第10条 本所は、一の呼値による急激な価格変動を抑止する観点から本所が必要と認めるときは、一定の表示(以下「連続約定気配表示」という。)を行うものとする。

2 前項の連続約定気配表示を行う時期及びその値段は、本所がその時の呼値の状況等を勘案してその都度定めるものとする。

3 前条第5項の規定は、第1項の規定により連続約定気配表示が行われている場合について準用する。

付 則

- 1 この改正規定は、平成22年1月4日から施行する。
- 2 前項の規定にかかわらず、第10条の改正規定は、売買システムの稼動に支障が生じたことにより、改正後の規定により売買を行うことができない又はそのおそれがあると本所が認める場合には、平成22年1月4日以降の本所が定める日から施行する。

(注) 当該転換社債型新株予約権付転換社債券が行使期間の中断が行われる転換社債型新株予約権付転換社債券である場合において、業務規程第26条の規定により定める行使条件の変更期日から次に適用される転換価額が確定する日までの間の転換比率の算定における転換価額は、本所がその都度定める。

- 5 第1項の規定により気配表示が行われている場合における当該気配値段に係る呼値の数量を超える数量の対当する呼値については、気配表示に係る数量を対当させ処理することができる。

(新設)

呼値の制限値幅に関する規則の一部改正新旧対照表

新				旧			
(株券の制限値幅)				(株券の制限値幅)			
第2条 株券の呼値の制限値幅は、次の基準値段の区分に従い、当該区分に定めるところによる。				第2条 株券の呼値の制限値幅は、次の基準値段の区分に従い、当該区分に定めるところによる。			
基	準	値	段	制	限	値	幅
100円未満のもの				上下		30円	
100円以上	200円未満のもの			"		50円	
200円"	500円"			"		80円	
500円"	700円"			"		100円	
700円"	1,000円"			"		150円	
1,000円"	1,500円"			"		300円	
1,500円"	2,000円"			"		400円	
2,000円"	3,000円"			"		500円	
3,000円"	5,000円"			"		700円	
5,000円"	7,000円"			"	1,000円		
7,000円"	1万円"			"	1,500円		
1万円"	15,000円"			"	3,000円		
15,000円"	2万円"			"	4,000円		
2万円"	3万円"			"	5,000円		
3万円"	5万円"			"	7,000円		
5万円"	7万円"			"	1万円		
7万円"	10万円"			"	15,000円		
10万円"	15万円"			"	3万円		
15万円"	20万円"			"	4万円		
20万円"	30万円"			"	5万円		
30万円"	50万円"			"	7万円		
50万円"	70万円"			"	10万円		
70万円"	100万円"			"	15万円		
100万円"	150万円"			"	30万円		
150万円"	200万円"			"	40万円		
200万円"	300万円"			"	50万円		
300万円"	500万円"			"	70万円		
500万円"	700万円"			"	100万円		
700万円"	1,000万円"			"	150万円		
1,000万円"	1,500万円"			"	300万円		
1,500万円"	2,000万円"			"	400万円		
2,000万円"	3,000万円"			"	500万円		
3,000万円"	5,000万円"			"	700万円		
5,000万円以上のもの					1,000万円		
2~4	(略)						
(基準値段)				(基準値段)			
第4条 前2条に規定する呼値の制限値幅の基準値段は、次の各号に定めるところによる。				第4条 前2条に規定する呼値の制限値幅の基準値段は、次の各号に定めるところによる。			
(1) 株券				(1) 株券			
前日(休業日に当たるときは、順次繰り上げる。以下同じ。)の当該銘柄の最終値段(呼				前日(休業日に当たるときは、順次繰り上げる。以下同じ。)の当該銘柄の最終値段(呼			

値に関する規則第9条の規定により特別気配表示された最終特別気配値段及び同第10条の規定により連続約定気配表示された最終連続約定気配値段を含む。以下同じ。)とし、前日に約定値段(同第9条の規定により特別気配表示された特別気配値段を含む。)がない場合その他本所が当該最終値段によることが適当でないと認める場合は、本所がその都度定める。ただし、業務規程第25条第1項の規定により定める株券の配当落等の期日(以下「配当落等の期日」という。)、同第25条の2の規定により定める株式併合後の株券の売買開始の期日又は同第26条の規定により定める取得対価の変更期日の基準値段は、別表「基準値段算出に関する表」により算出した値段とする。

(2) (略)

(3) 転換社債型新株予約権付社債券

第1号本文の規定を適用する。ただし業務規程第26条の規定により定める行使条件の変更期日の基準値段及び同規程第26条の2の規定により定める期中償還請求権に係る権利落として売買を行う期日の基準値段は、本所がその都度定める。

2・3 (略)

付 則

- 1 この改正規定は、平成22年1月4日から施行する。
- 2 前項の規定にかかわらず、第4条の第1項第1号の改正規定は、売買システムの稼働に支障が生じたことにより、改正後の規定により売買を行うことができない又はそのおそれがあると本所が認める場合には、平成22年1月4日以降の本所が定める日から施行する。

値に関する規則第9条の規定により気配表示された最終気配値段を含む。以下同じ。)とし、前日に約定値段(呼値に関する規則第9条の規定により気配表示された気配値段を含む。)がない場合その他本所が当該最終値段によることが適当でないと認める場合は、本所がその都度定める。ただし、業務規程第25条第1項の規定により定める株券の配当落等の期日(以下「配当落等の期日」という。)、同第25条の2の規定により定める株式併合後の株券の売買開始の期日又は同第26条の規定により定める取得対価の変更期日の基準値段は、別表「基準値段算出に関する表」により算出した値段とする。

(2) (略)

(3) 転換社債型新株予約権付社債券

第1号本文の規定を適用する。ただし業務規程第26条の規定により定める転換条件の変更期日の基準値段及び同規程第26条の2の規定により定める期中償還請求権に係る権利落として売買を行う期日の基準値段は、本所がその都度定める。

2・3 (略)

立会外取引に関する業務規程、信用取引・貸借取引規程及び受託契約準則の特例の施行規則の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(単一銘柄取引の値段)</p> <p>第 4 条 立会外取引特例第 6 条第 3 項第 1 号に規定する本所が定める値段は、次の各号に定める値段とする。</p> <p>(1) 株券</p> <p>普通取引 (本所が定める銘柄については、本所が銘柄ごとあらかじめ指定した国内の他の金融商品取引所 (以下「指定取引所」という。) における売買立会による売買の普通取引をいう。以下同じ。) における直前の約定値段 (呼値に関する規則第 9 条の規定により <u>特別気配表示された場合の当該特別気配値段、同第 10 条の規定により連続約定気配表示が行われている場合の当該連続約定気配値段及び指定取引所が定めるところにより気配表示が行われている場合の当該気配値段を含む。以下第 5 条を除き同じ。) から当該約定値段に 100 分の 7 を乗じて算出した額を減じて得た値段から、当該約定値段に 100 分の 7 を乗じて算出した額を当該約定値段に加えて得た値段までの範囲内の 1 円の整数倍の値段とする。</u></p> <p>(2) (略)</p> <p>2 ~ 4 (略)</p> <p>(呼値に関する事項)</p> <p>第 5 条 立会外取引特例第 6 条第 6 項の規定により、立会外取引の呼値に関し本所が定める事項は、次の各号に定める事項とする。</p> <p>(1) ~ (3) (略)</p>	<p>(単一銘柄取引の値段)</p> <p>第 4 条 立会外取引特例第 6 条第 3 項第 1 号に規定する本所が定める値段は、次の各号に定める値段とする。</p> <p>(1) 株券</p> <p>普通取引 (本所が定める銘柄については、本所が銘柄ごとあらかじめ指定した国内の他の金融商品取引所 (以下「指定取引所」という。<u>以下同じ。</u>) における売買立会による売買の普通取引をいう。以下同じ。) における直前の約定値段 (呼値に関する規則第 9 条の規定により気配表示された場合の当該気配値段及び指定取引所が定めるところにより気配表示が行われている場合の当該気配値段を含む。以下第 5 条を除き同じ。) から当該約定値段に 100 分の 7 を乗じて算出した額を減じて得た値段から、当該約定値段に 100 分の 7 を乗じて算出した額を当該約定値段に加えて得た値段までの範囲内の 1 円の整数倍の値段とする。</p> <p>(2) (略)</p> <p>2 ~ 4 (略)</p> <p>(呼値に関する事項)</p> <p>第 5 条 立会外取引特例第 6 条第 7 項に規定により、立会外取引の呼値に関し本所が定める事項は、次の各号に定める事項とする。</p> <p>(1) ~ (3) (略)</p>

付 則

- 1 この改正規定は、平成 22 年 1 月 4 日から施行する。
- 2 前項の規定にかかわらず、この改正規定は、売買システムの稼動に支障が生じたことにより、改正後の規定により売買を行うことができない又はそのおそれがあると本所が認める場合には、平成 22 年 1 月 4 日以降の本所が定める日から施行する。